

【国際会議観光都市の概要】

国際会議場施設、宿泊施設などのハード面やコンベンション・ビューローなどのソフト面での体制が整備されており、コンベンションの振興に適すると認められる市町村を、市町村からの申請に基づき、国土交通省が「国際会議観光都市」として認定する制度です。(平成21年4月1日現在)

＜認定要件＞

- ① 国際会議場施設等が整備されていること
- ② 宿泊施設等が整備されていること
- ③ 国際会議等の誘致体制が整備されていること
- ④ 近傍に観光資源が存在すること

【釧路市の国際会議観光都市認定】

釧路市においては、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第4条」に基づいて、平成6年(1994年)10月20日に国際会議観光都市に認定されました。

北海道内における釧路市以外の認定市町村として、札幌市・旭川市が認定されております。(平成21年4月1日現在)